岡山県立倉敷琴浦高等支援学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月 策定

じ 状 い め に 関 す る 現 لح 課 題

本校の生徒は、人間関係の調整やコミュニケーションに課題を抱えている生徒が多い。自分の思いを適切な方法で相手に伝えたり、相手の気持ちを想像したりすることが苦手であるために、人間関係がこじれてしまうことがある。また、多くの生徒が入学と同時に携帯電話を使用し始めるが、SNS等の利用についての理解が不十分なために、トラブルに発展 することもある。そのため、家庭との連携・協力を図りながら指導を行うとともに、外部機関との連携や教職員研修の充実を図ることが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめ対策委員会は、校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主事・各学年主任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭(養護助教諭)・該当担任・教育相談責任者・外部委員から構成され、それぞ れの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う
- いじめはどの学級でも起こり得るという認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない集団づくり」に取り組む。
 いじめは、教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員は生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない。
 いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、迅速に適切な対応を図り、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先とする。
- ・インターネットの危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについての最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導に努める。

<重点となる取組>

- ・定期の家庭訪問、学期毎の個別懇談や学校生活相談において、生徒・保護者から情報収集を図る。
- ・SNS等の利用についての理解やネットの危険性の認識を深めるために、情報モラルに関する授業や外部講師による研修を実施する。

い

・LHR・生活学習(特別の教科道徳)等の時間に、SSTなどを利用して望ましい行動規範を身につけることができるようにするとともに、学校教育全体を通して心理的安定と対人関係の調整力・ コミュニケーション能力の向上を図る。

対

策

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検

・年間4回(学期毎)及び臨時、必要に応じて外部委員も参加

・直後の運営委員会・職員会議で全職員に周知、緊急の場

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、各学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭(養護助教諭)、該当担任、教育相談主査

証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

委

・教育相談の充実(新年度カウンセリング・学校生活相談・フリーカウンセリング・SC等)

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・いじめ防止基本方針をPTA総会等で示 し、いじめ問題についての共通認識を図る。 ・学校運営協議会委員の協力を得て、地域 の方からの情報提供が容易に行えるように
- し、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマート フォン等の正しい利用等について意見をい
- ・いじめ問題等の各種相談窓口の紹介を行
- い、活用を促す。 ・いじめ防止基本方針をホームページに掲
- 載し、周知を図る。 ・いじめの早期発見や早期相談を実現する アプリ「STANDBY」の積極的活用について 知らせる。

学

じ

<対策委員会の役割>

<対策委員会の開催時期>

合は職員連絡会で伝達

<構成メンバー>

外部委員1名

•校外

•校内

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

校

員

· 県教育委員会(特別支援教育課、人権教育· 生徒指導課)

関係機関等との連携

<連携の内容>

<連携機関名>

- ・生徒及び保護者に対応するカウンセラーの派 **遣、相談等**
- <学校側の窓口>
- 校長、教頭

<連携機関名>

- ・児童相談所、発達障害者支援センター、育成 センター、警察、大学 等
- <連携の内容>
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

·教頭、生徒指導主事、生徒課長 特別支援教育コーディネーター

全 教 職 員

学 組 校 が す る 取 実 施

・外部講師、学校カウンセラーなどの講師を招聘し、生徒・保護者・教職員に対して人権意識が高まる研修を行う。

1 (生徒会活動)

め の

発

い

Ľ

の

対

処

・生徒会が、主催する新入生歓迎会等の活動を通して、仲間意識を高める。

(人権・道徳教育の充実)

- ・LHR・生活学習を通して、SSTを活用しての望ましい行動規範の育成を行うとともに、学校教育全体を通して本校生徒の課題である心理的安定、対人関係の調整、コミュ ニケーションの取り方に関する指導を行う。
- ・個性や多様性を互いに認め合い、自分も他人も大切に思う気持ちを育むような教職員の日常の言葉かけや授業、行事等を通して、生徒の人権意識を高める。

防 止

(保護者・地域との連携) ・いじめ防止基本方針をPTA総会等で説明したり、ホームページに掲載したりして、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解と協力を得る。また、学校運営協議 会委員の協力を得て、地域の方からの情報提供が容易に行えるようにし、いじめの早期発見に努める。

- ・毎学期の個別懇談(三者懇談)を通して、生徒の生活の様子を確認したり、家庭との連絡帳から家庭生活の小さな変化を把握したりするなど、いじめの早期発見に努める。 ・学校生活相談に向けて、教育相談及び学校生活のアンケートを行い、生徒の生活の様子や心理状態を把握する。
- ・いじめの早期発見や早期相談を実現するアプリ「STANDBY」を活用し、県教委(人権教育・生徒指導課)との連携を図る。

(日常生活の観察)

2 ・学校生活全般において、生徒の様子を観察し、授業態度・休憩時間の過ごし方・友人関係等の変化を発見することにより、いじめの有無の確認を行う。

(教職員との人間関係づくり)

- ・生徒と教職員との良好な人間関係を築くことにより、相談しやすい環境づくりを図る。また、生徒にとって比較的相談しやすい養護教諭(養護助教諭)及びその他の教員と 早 の連携を密にし、生徒情報の収集を行う。 期 ・学校生活相談を実施し、話を聴いたりアドバイスをしたりすることで生徒との信頼関係を構築するとともに、相談することで課題を解決する相談スキルの向上を図る。

・教頭・生徒指導主事が担任等からの生徒情報を掌握し、必要に応じて運営委員会・職員会議(臨時も含む)・職員連絡会で情報共有を図る。

・ネットパトロールによる監視を行う。

(家庭への啓発) いじめに関す /フレットの配布や研修会での講演により、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

(いじめの有無の確認) ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、状況の確認を行う。

3 (いじめへの組織的対応の検討)

・いじめへの組織的な対応をするため、いじめ対策委員会を開催する。

(いじめられた生徒への支援)

・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。

(いじめた生徒への指導・支援) め

・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であること、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせることなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生 徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導・支援を行う。また、必要に応じて本校 生徒指導内規に基づいた特別指導も検討する。

(いじめ指導・支援後の組織的対応)

- ・いじめられた生徒、いじめた生徒への指導・支援後は3か月間の経過観察をする。
- ・毎学期末にいじめ対策委員会を開催し、経過観察報告や取組の検証等を行う。